

社会教育法案の審議における 「社会教育」概念の検討

Concept study of “Social Education” in deliberation on Social Education bill

霜 村 光 寿

図書館学課程非常勤講師

抄録：

生涯学習の必要性が認識されるようになって四半世紀が経過したが、その定着は道半ばである。学校教育を含む形での生涯学習が注目される今日、現在の日本で生涯学習の法的基礎となっている社会教育法において、生涯学習の前身といえる社会教育がどのように考えられていたかを改めて考察することは意義がある。本稿は、社会教育法案の国会での審議において、社会教育がどのように議論されていたかを検討するものである。

Abstract：

A quarter century has passed since the need for lifelong learning had been recognized, nevertheless, it hasn't completely established yet. As the lifelong including the form of school education draws attention, it is significant to review how the social education, the predecessor of lifelong learning was considered in the Social Education Act that is legal basis of lifelong learning currently in Japan. This report, I consider how social education was discussed in Diet deliberation on Social Education bill.

キーワード：生涯学習、社会教育法、第5回国会、三島通陽、柴沼直、東俊郎

Key Words：Lifelong Learning, Social Education Act, The 5th Diet, Michiharu MISHIMA, Naoshi SHIBANUMA, Toshiro AZUMA

はじめに

「生涯学習振興法」が施行されて四半世紀あまり、「生涯学習センター」といった呼称にみられるように、わが国において「生涯学習」という語は市民権を得ているとみられる。しかしながら、

はたして生涯にわたってすべての市民が、学習する機会を得ているかといえば、疑問である。21世紀に入り、日本はさまざまな課題が山積しているが、生涯学習社会の実現にはほど遠く、分野としての「生涯学習」も岐路に立たされているといえよう。

筆者は過去に書評で、趣味と生涯学習の関係を考察した¹。この書評の執筆過程で、生涯学習論や生涯学習研究において、なぜ学校教育が疎外されるのか、という示唆を受けた。本来、学校教育も生涯学習の範疇に入るが²、現在も大学の「生涯学習概論」で扱う範囲は、学校教育に関する項目を多くは含まないことが一般的である³。生涯学習論においてなぜ学校教育が疎外されるのかという指摘は、素朴ながら的を射た疑問なのであるが、筆者はまだ明確な結論を出すには至っていない。

その理由や原因は何かという点を考えるにあたっては、日本の生涯学習論や生涯学習研究が、どのような経過をたどってきたのかをみる必要がある。日本の生涯学習論や生涯学習研究そのものについての研究、生涯学習論史はすでに多くの蓄積があり、通常、大学における科目としての「生涯学習概論」でも、生涯学習の歴史が述べられることが多い。周知の通り、戦後の日本においては、厳密な内容としては異なるものの、戦前からの「社会教育」という名称が半世紀弱引き継がれ、1990年代に「社会教育」を包含する形で「生涯学習」へとシフトする。戦前からの「社会教育」が実質的に、学校教育以降の年代における学習に主眼を置いたため、その系譜である生涯学習(論)が学校教育を疎外する傾向にあったということは想定できる。

このような状況の現出の分析には、敗戦後の教育政策転換期に「社会教育」がどのように考えられていたかを検討する必要がある。社会教育の法的根拠は社会教育法である。戦後の社会教育政策がどのように変遷したかについて述べられたものは少なからず存在するが⁴、社会教育法案が国会でどのように審議されたか検討したものはあまり見られない。そこで本稿では、社会教育法案の審議過程で、社会教育がどのように考えられていたか、検討を行う。

なお、引用史料中旧漢字は新漢字に改めた。また、〔 〕は筆者注である。

1 社会教育法案の審議経過

戦後日本の法体系の基盤は、いうまでもなく日本国憲法である。教育の権利を保障した日本国憲法や教育基本法を基礎に、社会教育法が制定されることとなる。

社会教育法案は1949年4月30日、内閣により第5回国会に提出された⁵。同法案は、5月7日に参議院文部委員会で趣旨説明が行われた後、審議に付され、19日に採決された。翌20日に本会議で審議され、同日中に採決されている。衆議院では、5月14日に文部委員会で審議が開始され、21日に採決、本会議には翌22日で審議を経た後、同日に採決された。社会教育法は同年、6月10日に昭和24年法律第207号として公布されている。条文の逐条審議を含め、法案の内容の実質的な審議は、両院とも文部委員会で主に行われた。

同法案の審議を通してみると、委員による政府委員への質疑でもっとも重視されていたのは、予算的裏付けがないことについてで、そのことの審議が大半を占める。とはいえ、日本国憲法や教育基本法に加え、教育に関する重要な基礎的な法律の制定であるこの社会教育法案では、当然

ながら社会教育とは何かを議論している場面がある。それでは、時系列に沿って、同法案審議過程で社会教育がどのように捉えられていたかをみることにする。

2 参議院での審議

(1) 文部大臣による提案理由の説明

5月7日に参議院文部委員会に提出された社会教育法案について、文部大臣の高瀬荘太郎が提案理由を説明している。高瀬はまず、戦後4年が経ち、日本の再建でもっとも重要な施策として教育があるが、その中でも社会教育の重要性を訴える⁶。本来的には社会教育を「国民相互の間において行われる自主的な自己教育ではあ」としながらも、これまで「国及び地方公共団体の社会教育に関する任務はあまり明瞭で」なかったため行政で実現されにくかった、そこで「これに必要な法的根拠を与えて、国及び地方公共団体の任務を明らかにいたしますことが、是非とも必要」と高瀬は述べる⁷。続けて、高瀬はこの法案の骨子を、①「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすること」、②国と地方公共団体は、民間の社会教育関係の各種団体の自主的な活動を助長するために、「指導者の養成に務め、それらの団体の情報センターたる機能を果たすべきもの」とし、自主性のために「団体に対し不当に統制的支配を及ぼしたり」、「補助金を与えることもこれを差し控えるべき」と規定、③都道府県および市町村に社会教育委員を置く、④公民館の目的、事業、運営方針、職員の取扱等を明らかにする、⑤国公立学校施設の公共性を明らかにし、学校教育に支障のない限り社会教育に利用する、⑥通信教育の発展の6点であると説明する⁸。

文部大臣の高瀬荘太郎は戦前に東京商科大学の学長を務めた商学者で⁹、社会教育は専門ではない。社会教育法案をみると、この6点はそのまま法案の各章に相当するので¹⁰、この説明は高瀬の思想そのものではなく、法案の説明のみであるといえる。

(2) 参議院文部委員会における「社会教育」論議

参議院文部委員会での実質的な審議は、翌週10日に始まった。同法案は、第1章「総則」が第1条から第9条、第2章「社会教育関係団体」が第10条から第14条、第3章「社会教育委員」が第15条から第19条、第4章「公民館」が第20条から第43条、第5章「学校施設の利用」が第44条から第49条、第6章「通信教育」が第50条から第58条、そして最後に附則の第1章「総則」で構成されている¹¹。

審議の始まった10日の様子を見ると、その冒頭から速記が止められている。速記再開後は第4条に関する質疑が始まっている。速記中止が午前10時51分で、午前11時27分に速記が再開され、直後の質疑は第4条に関するものである¹²。速記が中止された実質30分間で何が審議されたかは、議事録から読み取ることはできない。順当に考えて第4条より前の条文、第1条から第3条についてのやりとりがあったと推察できる。もっとも、法案第1条は社会教育法の目的を規定、第2条は社会教育を定義、第3条は国および地方公共団体の任務を定めており、法案と実際に施行された社会教育法を比較すると、この後に修正された部分を除き、第1条から第3条の

文言に変化はないため¹³、速記が止められた間に文言の変更に影響のある内容が審議されたことはなかったといえよう。ただ、出席者が社会教育についてどのように考えていたか、この間に審議されていた場合、ここからはうかがい知ることはできない。しかしながら、社会教育をどのように考えていたかは、議事録に残された部分からも見える。以下、主要な質疑と答弁から探る。

参議院文部委員会の審議でまず注目されるのは、三島通陽の質疑である。前述の速記再開後、冒頭の質疑は河野正夫による第4条に関する質疑とそれに対する答弁（政府委員の左藤義詮、柴沼直）、それを受けての岩間正雄による質疑に続き、三島が質問をした。

三島は、前日も申し上げたがと前置きしつつ「一応文部省の御見解をはつきりして置きたい」、「いったい社会教育というようなものは、教育委員であろうと、何であろうと、余り統制的なことをされない方がよいと思うのです。社会教育というようなものは〔中略〕それぞれいろいろなバラエティーがあつて、そうしていろいろな人がいろいろな方法、いろいろなやり方で自由にやつてよいのではないかと、こう思われるのです」と述べ、教育委員会は監督指導するような立場に立つものなのかと質問した¹⁴。これに対し、政府委員で文部省社会教育局長の柴沼直¹⁵は、「社会教育が統制的なことにならないようにというお説は、我々もまったく御同感に存じまして、その趣旨で実は立案に取掛かつたつもりでございます」と述べつつ、地方公共団体や社会教育団体への経済的支援については、「個人の自由に委すべきものはできるだけ自由活動に委せて、それらを援助することが適当なものだけ援助するというつもりで立案でございますので〔中略〕予算的に見て少いということが目立つのでございますが、社会教育の本質から見て或る程度止むを得ないのではないかと思うのであります」という見解を示している¹⁶。

本稿では立ち入らないが、社会教育法案の審議では全体的に、前述の三島のように統制的なものは良くないとする意見が多数出ると同時に、予算が十分でないという意見も多く見られた。極論すれば、政府側からすればお金を出さなくとも口出しできる状態が望ましいわけであるが、それは許されないため、せめて経済的援助を行うところにはある程度の影響力を及ぼしたいというのが本音であろう。また、社会教育を推進したい民間側からすれば、政府は口出しせずにお金だけ出して欲しいが、それはあり得ないため、経済的援助がないのであれば統制するな、というのが本音となろう。この両者の落としどころとして、柴沼の答弁は政治的に妥当なところであったといえる。

三島通陽は戦後、ボーイスカウト指導者として知られるが（当該期はボーイスカウト日本連盟理事長）、その活動は戦前から行われており、青少年教育に造詣が深かった¹⁷。社会教育のみならず、教育全般に関して行政の介入が過度になることを懸念したのは、ある種当然といえよう。

同様の質問としては、その後に質疑を行った委員の若木勝蔵¹⁸の発言にもみられる。若木は、市町村の教育委員会の事務に関する内容を規定した第5条と、都道府県の教育委員会の事務を規定した第6条が問題となるのは、「社会教育というようなものは、国が本体となつてやるのが本当か、それからその地方において、地方公共団体においてやらせるのが本当か、これによつて決まつて来るだろうと思うのです」として、文部省の見解を質した¹⁹。これに対し柴沼は、「文部省といたしましては、社会教育それ自身は、個人の活動が一番の元であると考えてるのであります」

と答えるが、それを受けて若木はさらに、そうすると条文にある「左の事務を行う」というような工合に、統制するような形が、強くこの法案についても現れておる、こういうように思うのですが」と指摘する²⁰。柴沼は、条文との対応も交えながら、次のように述べる。

個人が中心であると申しますのは、第三条の「すべての国民が」云々とあります。それを指して申しておるのでありますが、その国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、文化的に教養が高まつて行くためには、国及び地方公共団体が、そういう環境を作つてやらなければ、なかなかやりにくいだらうと思う。或いは図書館を作つてやらせる、或いは博物館を作つて利用に供する、というようなことは、個人ではなかなかできませんので、それらの点については、国又は地方公共団体が応援するような形で〔中略〕五条、六条で例示的に挙げられて来ておるわけなのであります。²¹

周知の通り、図書館法および博物館法はこの社会教育法を基礎として制定されるが²²、ここからはその二法が念頭に置かれているのと同時に、個人のできる部分と公共施設として社会教育機関を設置しなくてはならないという認識があったことが見て取れる。加えて若木は国が予算を与えないことを批判し、一方柴沼は教育の地方分権の建前から教育は小さい地域を単位として行われるものだと反論するが、その前提として若木が「社会教育は学校教育と同じように、より以上に重要な部面があるのじゃないかと思う」と述べている²³とところは注目されよう。

参議院文部委員会での議論の最後に、社会教育関係者の発言をみておきたい。まず、横山祐吉²⁴である。横山は日本青年館の事務局長で、5月11日の参議院文部委員会で証人として発言している。同委員会での審議は、前述のとおり5月10日の午後の審議はすべて速記が中止されており²⁵、翌11日も午前の速記がすべて中止されていて、午後になっていきなり9名の証人による発言が始まっているので²⁶、どのような経緯で証人が呼ばれたのかはここからは不明である。しかしながら、午後の開会后、証人の宣誓の後に委員長の田中耕太郎が「甚だ早急にこの会を開きまして、案等も昨日お届けしたばかりで甚だ恐縮」と言っているので²⁷、この速記中止中の会議において証人を呼ぶことが決められた可能性があると考えられる。また、最初の証人である戸田貞三（社会教育連合会長）が、「社会教育法ということにつきましては、昨年の四月でありましたか、教育刷新委員会で社会教育の問題を研究して呉れというのでございまして、私丁度その委員の一人で、主査を命ぜられ」と述べているので²⁸、社会教育法案の原案に携わった社会教育関係者が呼ばれたといえる。

さて、横山の発言である。横山は社会教育を、国や地方公共団体がやるよりも「一般の国民がみずからできるだけ自分の立場で〔中略〕みずから学び、みずから修めるといふような、そういう態度で行くのが一番望ましい」ものであると捉え、「現在までの日本の社会教育というものも私は大体においてそういう形をとつておると思うのです」と述べる²⁹。これはこの後に続く、一般の社会教育関係団体への援助が乏しいことへの批判への文脈で述べられているのであるが、社会教育関係者にとっては、社会教育が民間ですでに自発的な活動として行われているという認識が現れているものであるといえる。加えて横山は、公民館への援助自体は賛成するものの、公民館の館長などの人事がいわゆる天下りのような状況になることも懸念している³⁰。

そして、同じく証人として招かれた有賀三二の発言も興味深い。有賀はここで、特に学校教育との関係について触れ、次のように述べている。

できるだけ学校施設というものを解放する、そうして地区の人ごとに利用して貰うということが、学校経営の上から非常に大事であるといったような考え、尚学校経営の面からどうしても全村教育的な経営をやって行かなければならないといったような、そういったような私の考え、このようなものから考えて見ますときに、本案に盛られた御精神が非常に有難いものであるという考えを持つわけであります。³¹

有賀は当時小平公民館の館長職にあり、「私自身が中学校と公民館をお預りしておく」立場から³²、こうした発言に結びついたようだ。本稿冒頭でも触れたように近年、学校教育との関係で再び社会教育が注目されている。特に公立校は、地域住民への社会教育の場としての学校開放が理念としてありつつ、危機管理の面から開放できないのが現状であろうが、こうした議論から、立ち位置として理念を再確認する意義はあろう。

社会教育関係者の最後に、関忠志を挙げておく。関は、「社会教育というものの価値を学校教育と同じような必要性、又意義、価値というふうなものを社会教育に若し認めるとすれば、学校教育に対して与えられるものと同じものが社会教育団体に対しても与えられるべきであります」と述べている³³。このような議論は先に見た三島らと共通するが、関がボーイスカウト日本連盟総主事である³⁴ことから、当然であるといえよう。

参議院文部委員会における審議において、社会教育をどのように捉えるか委員の関心としては、国などが社会教育の内容を統制しないようにしたいという意図が強く表れていたといえる。また、その根底には、社会教育は個人が主体であり、その個人が自身の自由意思に基づいて自発的に行うものである、という意識もみてとれるものであった。

3 衆議院における審議

(1) 社会教育の定義に関する議論

続いて衆議院における審議をみる。時系列的にみると、前述の証人喚問の行われた5月11日の委員会の次に持たれた審議は、5月14日の衆議院文部委員会である。この日の審議では、議案と文部大臣による趣旨説明が行われているが、その内容は参議院文部委員会でのものとほぼ変わりなく、この日は質疑をせず散会となった³⁵。

続いての会議は5月16日の衆議院文部委員会である。この日の審議は第3条（国及び地方公共団体の任務）や第6条（都道府県の教育委員会の事務）、第7条（教育委員会と地方公共団体の長との関係）についての質疑などが行われ、高瀬文相と柴沼政府委員が答弁に当たったが、国や地方公共団体による社会教育に関する予算をどのようにするのかという議論が主であった³⁶。社会教育の理念に関する議論がみられるのは、19日の会議からである。

19日は午前中から参議院文部委員会が開かれており、そこで若木勝蔵による修正が提案され、日本共産党の岩間正雄が反対したのを除き、多数の賛成で修正が議決されている³⁷。衆議院文部委員会は午後から開会される。

委員の今野武雄³⁸は「一般的な点について御質問申し上げたい」として、「この法案を見て参りますと、最初何かはぐらかされたような感じがしたのであります。〔中略〕社会教育という観念が、非常にはつきりしないのであります」と述べる³⁹。特に第2条にある社会教育の定義について、社会教育の範囲はどこからどこまでなのか、次のように指摘した。

学校教育以外の教育活動、それで主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動の中に、体育及びレクリエーションの活動も含む、これが社会教育ということになっておるわけではありますが、しかしこういうふうに広く規定いたしますと、あらゆるものが入ってしまうのじやないかと考えられるのであります。⁴⁰

今野の主眼としては、これに続けて述べた、当時も影響力のあるメディアであった映画の上映も社会教育に含まれるのかということにあり、この点について柴沼は、教育的カリキュラムのようなものに行われれば社会教育に含まれるが、一般に営業されている映画については現状では含まれないと答えた⁴¹。今野に対する答弁の冒頭で柴沼は、「この法律で社会教育と申しますのは、第二条で実は相当限定いたしましたつもりであります。つまり個人的な活動でありますとか、あるいは組織的などいうところにそうとうな制約の元がございます」と述べている⁴²。このことから、政府としては社会教育をある程度限定したい、そこにはやはり予算の問題があることがうかがえる。

また、今野の質問で興味深いのは、自己教育や家庭教育も重視していることである。続く質問で今野は、法案における社会教育の定義における「青少年及び成人」という年齢について、「考えてみますと、戦後の日本で〔中略〕非常に自己教育が必要であり、その対象に官吏や政治家も含まれると思うがどうか、また、「一体だれがだれを教育するか」と問うた⁴³。これに対し柴沼は、「家庭教育に属する部分も、それから成人になつた後、職場人になつた場合につきましても、この社会教育という概念のうちに含めた方がよろしい」と答えた⁴⁴。加えて、後者の質問については、次のように述べる。

社会教育は学校と違いますので、特定の資格を持った一定の指導者ということは、初めから考えておらないのであります。一つのグループがありますれば、その間にできます自然に生れて参る指導者というものを予想しておるのであります。⁴⁵

今野は、教育を受ける側に官吏や政治家が含まれるのかという質問をしたが、柴沼はそれを捉え違い、指導者側としての官吏や政治家は縁のないものと考えてよいと答える。今野はこれを受けて、官吏や政治家は教育を受ける必要がないのかと質し、柴沼もそうではないと答えている。そして、社会教育の観念について今野は、学校教育だと一定のカリキュラムがあるが、社会教育では「まつたくの自由であると解釈してよろしいですか」と質問し、柴沼は「まつたくの自由であります」と答えている⁴⁶。このことは、現在の生涯学習の視点から見ても、自発的であることや、学習集団、さらには学び合うコミュニティの望ましい姿を考える際に、非常に示唆に富む議論であるといえよう⁴⁷。

次に、千賀康治の質問をみておく。千賀は社会教育について、それをもっとも「必要とするものは、成人よりも青少年である」という認識に立ち、社会教育を「社会教育委員会が大体やる」

となると、その委員の人々と青少年はあまり接点がない、そうすると「青少年の自治でみずからの修養を高めようということになるのでございますが、この自治がすこぶる大変」であるから、もっと強硬的な指導がなされてもよいのではないかと質問した⁴⁸。これに対して柴沼は、発達段階に応じた教育の方法があり、青少年に対しては博物館や図書館、公民館でこれに対応したいと述べる⁴⁹。なお、この答弁の最後に柴沼は、社会教育は学校教育と異なり、「国がただ一つの方法、ただ一つの手法というようなものを考え出して与えまして、これが誤用されますと、ヒトラー・ユーゲントのように相なるわけであります」と述べている⁵⁰ことは興味深い。本音としては経済的援助を減らしたいという意図であったかもしれないが、政府側としても社会教育があまり統制的にならないようにという点は少なからず考えていたとみることができよう。

前述の学習集団という点にも重なるが、最後に渡部義道の質問をみておこう。一般的な質問として渡部は、「社会教育というものは、いわゆる地方におけるボス的な人の集まりによる機構によつてなされるべきものではなくて、民衆の創意、ことに新しい日本をつくろうとして活動しておるところの民衆の創意が盛られねばならぬ。〔中略〕この法案の中には、民衆の創意性というものを取入れるところの何もものも出ていないのは、一体どうしたわけであるか」と尋ねた⁵¹。これには、政府委員として出席していた文部政務次官の柏原義則が次のように答えている。

現在の日本におきましては、もうそういう古いボスで青年層を指導しても、ついて行かぬくらい一般の思想は高まつておりますので、そういう古いボスを持つて来て講演でもやらせましたら、聴衆は来ぬ。しかし新しい型の人が行けば聴衆は来るだろう。そういう全体の動きを考慮して、時代に適当な講師がおのずから出て来るだろうと思うのでありまして、古い型の弾圧的なボスを集めて講演を聞かすというような結果にはならないのではないかと思うのであります。⁵²

さすがに楽観的な面は否めないが、民間だけでなく政府の側としても、少なからず自発的な学びという状況が現出してくるであろうという想定はなされていたといえる。

(2) スポーツ・体育・武道

本稿最後に、社会教育の全般的議論としてはやや異色である、スポーツとの関係についてみておきたい。参議院文部委員会で修正議決された法案は翌5月20日午前、参議院本会議にかけられ、修正案が議決された⁵³。同日の衆議院文部委員会は午後5時41分に開会され、修正議決された社会教育法案が参議院から送付された。

この日の審議で注目されるのは、スポーツに関する議論がみられることである。委員の佐藤重遠⁵⁴が、第2条との関係で学校体育の側面からまず学校教育で当時禁止されていた武道を、政府として奨励する方向へ推進する用意があるかを問い、これに対し文部事務官で文部省体育局長の東俊郎が、柔道は学校体育へ復帰する方向になっていると答えている⁵⁵。また、社会教育と体育との関係では、同じく佐藤が公民館におけるレクリエーションについて、剣道を含め「そこで武道を正式にやらせる〔ことは可能〕と解釈していいのですか」と質問し、これには柴沼が「社会教育関係の施設において武道を行うことは自由であります」と明言している⁵⁶。

本来、社会教育との関係でいえば、スポーツを強いて学校教育と結びつける必要はない。佐藤重遠は目白学園の創立者であったため、学校教育に対する関心は非常に強かったといえ、その関係からスポーツ、特に武道の学校教育教科としての復活を期待していたことが審議からみてとれる。したがって、議論としては学校教育における体育という枠を出ていないのであるが、公民館の武道への利用などを想定することは、学校を卒業した成人がスポーツをどのような場所で行うか、ということを考える基礎となるものであり、注目に値するといえよう。

以上のような議論を経て、衆議院文部委員会における審議は5月21日、日本共産党の反対を除き賛成多数で可決、翌22日に衆議院本会議にかけられ、こちらでも日本共産党の反対を除き賛成多数で可決され成立、6月10日に公布された。

おわりに

以上、第5回国会の主に衆参両院文部委員会における社会教育法案の審議過程で、「社会教育」の概念がどのように捉えられていたかを考察した。本稿で明らかになったことをまとめておく。

社会教育法案は、国や地方公共団体の社会教育における役割を明確にするところに主眼があったこともあり、社会教育の主体である国民個人や社会教育団体自体が見えにくいものであった。それは一方で、国や地方公共団体が自ら社会教育を行おうとする国民や社会教育団体への支援を、経済的援助で行おうとした場合、当時の財政難を踏まえ、「自由」に社会教育活動を行ってもらかわりに、支援が前面に出ないことが現れたものであった。法案審議全体として委員の関心はもっぱらこの点にあったが、社会教育の理念との関わりからは、戦前の反省も含め、国などが社会教育に対する統制を強めることを危惧する声が多くみられた。また、社会教育は本来個人を基礎とし、その個人が自発的に行うものであり、家庭教育や青少年教育とも密接に関係しているという認識を委員たちが持っていたことがうかがえた。加えて、深い議論がなされたわけではないものの、少なからずスポーツとの関係も議題に上がっていたことも特筆される。

このように、社会教育法案の審議状況をみると、現在我々が生涯学習において理想と考える概念が、すでに議論されていたことがわかる。しかしながら、現在の日本において生涯学習の定着が道半ばであることを考えると、そうした理念がなぜまだ実現していないのか、その状況を順を追って検討する必要がある。その他、多くの疑問はまだ残されているが、それは筆者の今後の課題としたい。

注

- 1 拙稿「『趣味』からみた生涯学習—『発表会文化論』の書評を中心に—」（『日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要』第92号、2016年2月）。
- 2 そのことは、例えば文部科学省『平成27年版 文部科学白書』の第2部「文教・科学技術施策の動向と展開」、第3章「生涯学習社会の実現」の冒頭「総論」には、「『生涯学習』とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます」（同書、104頁。http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201601/1375335_009.pdf。なお、インターネット情報の最終閲覧日は、以下いずれも2016年10月1日）とあることからわかる。

- 3 例えば、筆者が「生涯学習概論」担当時に教科書として使用した、岩永雅也『現代の生涯学習』（放送大学教育振興会、2012年）は15章で構成され、各章の内容は「人と学習」、「生涯発達と学習」、「学びの源流」、「成人教育と生涯学習」、「政策としての生涯学習」、「社会教育の変容と公民館」、「余暇活動と生涯スポーツ」、「指導者とリーダーシップ」、「生涯学習の評価」、「生涯学習市場」、「大学と成人学習者」、「家庭・学校・地域との関わり」、「海外の生涯学習（1）」、「海外の生涯学習（2）」、「メディア利用とネットワーク」となっている。また、もう少し最近のもので佐藤晴雄『生涯学習概論』第1次改訂版（学陽書房、2016年）は12章構成で、内容は「生涯学習と社会教育」、「生涯学習と社会教育の歴史」、「生涯教育論の登場」、「生涯学習と学校教育」、「生涯学習の方法と内容」、「生涯学習と社会教育の計画」、「学習プログラムの編成」、「生涯学習関連行政の仕組み」、「生涯学習と社会教育職員」、「生涯学習と社会教育施設」、「生涯学習各期の教育課題」、「生涯学習と社会教育をめぐる課題」となっている。生涯学習概念については、佐藤前掲書第1章がわかりやすい。
- 4 例えば、今野雅裕『戦後社会教育政策史（第1回）戦後社会教育の再出発と社会教育法』（『社会教育』第65巻第1号、2010年1月）など。
- 5 以下、特に断りのない限り、国会での審議経過については国立国会図書館「日本法令索引」（<http://hourci.ndl.go.jp/SearchSys/>）に依った。
- 6 「第5回国会参議院文部委員会会議録」第9号、1949年5月7日、1頁。なお、本稿では、国立国会図書館「国会会議録検索システム」（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）を利用した。
- 7 同上。
- 8 同上。
- 9 高瀬荘太郎（1892～1966）：東京高等商業学校本科卒業後、同校講師、助教授を経て、東京商科大学教授、同学長。戦後は参議院議員となり、当該時期は第3次吉田茂内閣の文部大臣。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）、300頁。
- 10 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第9号、12～15頁。
- 11 同前。
- 12 「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、1949年5月10日、1頁。
- 13 「社会教育法」（昭和24年法律第207号）、『昭和年間法令全書』第23巻-3（原書房、2010年）、法律498頁。
- 14 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、1頁。
- 15 柴沼直（1903～1973）：文部官僚。東京帝国大学法学部法律学科卒業後、文部属。東北帝国大学助教授、文部事務官、社会教育局青年教育課長、文部省体育局長、文部省社会教育局長などを経て、1949年7月に東京教育大学長。秦郁彦ほか編著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）、121頁。
- 16 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、1～2頁。
- 17 三島通陽（1897～1965）：明治初期の官僚であった三島通庸の孫、日銀総裁であった三島弥太郎の長男。戦前は、少年団日本連盟（ボーイスカウト日本連盟の前身）の副理事長を務める。貴族院議員（在任期間1929～1947）、文部政務事務次官（1945～1946）、参議院議員（1947～1950）などを歴任。前掲『日本近現代人物履歴事典』、494頁。
- 18 若木勝蔵（1897～1969）：札幌師範学校本科第1部卒業後、小学校長、北海道教員組合中央執行委員長、北海道教育会副会長を経て、参議院議員（社会党）。日外アソシエーツ編『新訂政治家人名事典 明治～昭和』（日外アソシエーツ、2003年）、679頁。
- 19 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、3頁。
- 20 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、4頁。
- 21 同前。
- 22 図書館法は1950年（昭和25年法律第118号）、博物館法は1951年（昭和26年法律第285号）施行。
- 23 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、4頁。
- 24 横山祐吉（1905～1978）：社会教育家。東京音楽学校中退、社会教育協会事務局に入る。日本青年館事務局長を経て、1951年に日本ユースホステル協会を創立、理事長や会長を歴任した。上田正昭ほか監修『講談社日本人大大辞典』（講談社、2001年）、2021頁。
- 25 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第11号、5頁。
- 26 「第5回国会参議院文部委員会会議録」第12号、1949年5月11日、1頁。
- 27 同前。
- 28 同前。
- 29 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第12号、2頁。
- 30 同前。
- 31 同前。
- 32 同前。有賀の経歴の詳細は不明だが、議事録の肩書に「小平公民館長」とある。同会議録、11頁。
- 33 前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第12号、7頁。
- 34 議事録の肩書より。前掲「第5回国会参議院文部委員会会議録」第12号、11頁。
- 35 「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第18号、1949年5月14日、13頁。
- 36 「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第19号、1949年5月16日。
- 37 「第5回国会参議院文部委員会会議録」第16号、1949年5月19日。
- 38 今野武雄（1907～1990）：数学者、科学史家。東京帝国大学理学部数学科卒業後、東京物理学校、慶應義塾大学、法政大学、陸軍気象部などで数学を教える。1933年に日本共産党に入党。当該期は衆議院議員（共産党）。前掲『政治家人名事典』、261頁。
- 39 「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、1949年5月19日、2頁。
- 40 同前。

- 41 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、2～3頁。
- 42 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、2頁。
- 43 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、3頁。
- 44 同前。
- 45 同前。
- 46 同前。
- 47 生涯学習における指導者や学習集団については、岩永前掲書第8章を参照した。
- 48 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、5頁。
- 49 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、6～7頁。
- 50 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、7頁。
- 51 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第22号、8頁。
- 52 同前。
- 53 「第5回国会衆議院会議録」第30号、1949年5月21日付、628～632頁。なお、社会教育法案の審議は、当日午前中最後の議案であり、議決後に休憩に入っている。
- 54 佐藤重遠（じゅうえん）（1887～1964）：目白学園理事長。東京帝国大学政治科卒。戦前から衆議院議員としても活躍。当該期は衆議院議員（自由党）。前掲『政治家人名事典』、285頁。
- 55 「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第23号、1949年5月20日、4頁。
- 56 前掲「第5回国会衆議院文部委員会会議録」第23号、10頁。